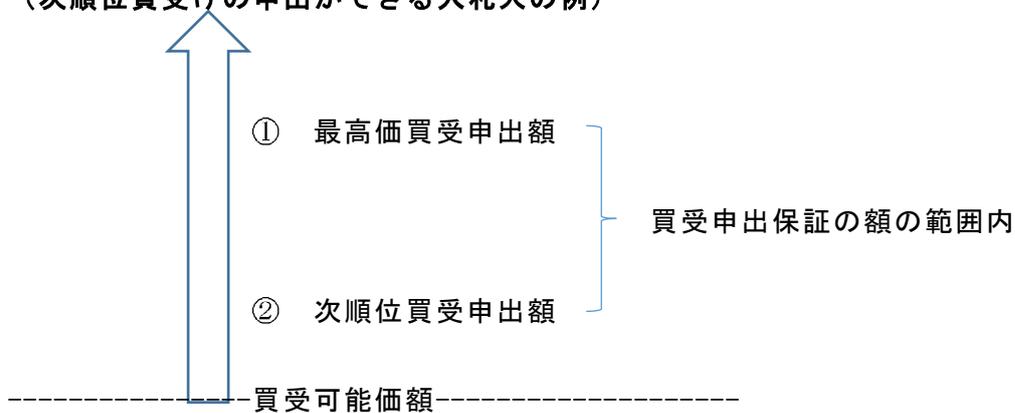


次順位買受申出制度について(民事執行法第67条)

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

- 1 次順位買受制度は、最高価買受申出人が買受代金を納付しないことにより、売却許可決定が失効した場合のために、次の買受申出人を選んでおく制度です。
次順位買受申出人となるためには、次の要件が必要です。
 - (1) 最高価買受申出人に次ぐ高価の買受けの申出をしていること。
 - (2) その申出額が買受可能価額以上で、かつ、最高価買受申出人の買受申出額から保証金額を控除した額以上の申出をしていること。
 - (3) 開札期日の終了までに、執行官に対し次順位買受けの申出をしていること。
- 2 次順位買受けの申出をすることができる入札人がある場合、執行官から氏名等を告げ次順位買受けの申出をするかどうかを催告しますので、その際に申し出てください。
- 3 次順位買受けの申出をしますと、その保証金は最高価買受申出人が代金を納付するか、同人の失格が決まるまで、お返しできないこととなります。

(次順位買受けの申出ができる入札人の例)



買受可能価額800万円、買受申出保証の額200万円

最高価買受申出額が1100万円であった場合

次順位買受申出ができるのは、最高価買受人に次いで高額の買受申出をした者が900万円以上の買受けの申出をした場合となる。

(1100万円 - 200万円 = 900万円)